

米沢市保育料段階的負担軽減事業費補助金の申請について

米沢市では山形県と連携して、認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)、児童センター、認定こども園・幼稚園の2歳児預かり事業を利用している世帯の経済的な負担を軽くするため、保育料の一部を補助する事業を行います。以下の事項をよくお読みいただき、期限まで申請してください。

☆ 補助対象者 ☆ ①～④のすべてに該当する保護者の方が対象になります。

- ① 本市に住所を有している児童(本市に住民登録をしている児童)
- ② 保育の必要性があり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)、児童センター、認定こども園・幼稚園の2歳児預かり事業を利用している児童
- ③ 令和3年4月2日以降に生まれた児童(0・1・2歳児)
- ④ 市民税所得割課税額が97,000円未満の世帯(令和6年4月分から令和6年8月分までは令和5年度の市民税所得割額、令和6年9月分から令和7年3月分までは令和6年度の市民税所得割額で判定)

※概ね年収約470万円未満の世帯

☆ 補助金の額と計算方法 ☆

補助金の額は、認可外保育施設の入所児童ごとに、次のように算定した額の合計額です。

対象施設	月額 補助基準額 A	保育料の対象額 B ※1	補助金額
認可外保育施設 (企業主導型保育施設を除く。)	42,000円	対象施設に対して支払う保育料月額	AとBを比較して少ない方の 半額×対象月数 ※2
企業主導型保育事業実施施設	37,000円 (0歳児の場合は37,100円)		
2歳児預かり事業を行う幼稚園 又は認定こども園	42,000円		
児童センター	42,000円		

※「対象月数」は、今年度において、そのお子様が当該対象施設に入所した月数で、中途の入退所により保育料を支払った月があるときは、その月も対象となります。

☆ **保護者の方の申請方法について** ☆

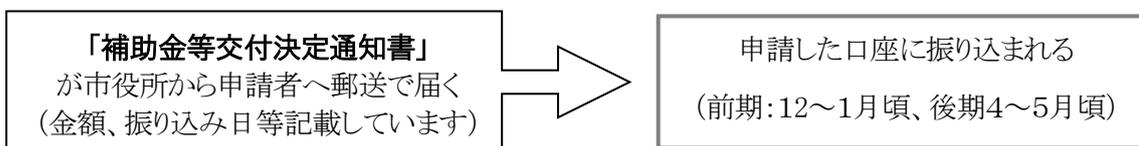
<市内の施設へ入所している場合>

申請書の配布先	入所している対象施設
申請書の提出先	入所している対象施設
提出書類	① 様式第1号 交付申請書 ② 様式第2号 保育の必要性に係る申出書 ③ 様式第3号 在園証明書 兼 保育料等受領証明書 ④ 保育の必要性を証明する添付書類等 ※③の書類の記載については、保護者の方から対象施設に依頼してください。 認可外保育施設に入所する児童の他、兄弟姉妹である児童の分も提出してください。 (米沢市内の認可保育所に入所している児童の分は不要です)
提出期限	前期分(令和6年4月～令和6年9月分) 令和6年11月11日(月)まで 後期分(令和6年10月～翌年3月分) 令和7年3月7日(金)まで

<市外の施設へ入所している場合>

申請書の配布先	米沢市役所 1階 子育て支援課 14番窓口、郵送
申請書の提出先	米沢市役所 1階 子育て支援課 14番窓口
提出書類	① 様式第1号 交付申請書 ② 様式第2号 保育の必要性に係る申出 ③ 様式第3号 在園証明書 兼 保育料等受領証明書 ④ 保育の必要性を証明する添付書類等 ※③の書類の記載については、保護者の方から対象施設に依頼してください。 認可外保育施設に入所する児童の他、兄弟姉妹である児童の分も提出してください。 (米沢市内の認可保育所に入所している児童の分は不要です)。
提出期限	前期分(令和6年4月～令和6年9月分) 令和6年11月11日(月)まで 後期分(令和6年10月～翌年3月分) 令和7年3月7日(金)まで

☆ **補助金の支払** ☆



申請いただいた書類について市が審査をし、後日「補助金交付決定通知書」を郵送しますので、確認してください。

補助金の支払については、前期分は12～1月、後期分は翌年4～5月に、申請いただいた口座に振り込む予定です。

お問合せ先
 米沢市健康福祉部子育て支援課施設担当
 TEL 22-5111(代) 内線3706